

議 事 録 抄 本

令 和 6 年 8 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和6年8月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 8月19日(月) 15:00～

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

【事務局】 蕨内事務局長、吉田課長、豊國、和田

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
3番 前田 泰良	11番 埴岡 栄

【署名人】

5番 古田 基晴	6番 田中 初美
----------	----------

<案件>

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 2件

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1件

議案第20号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(改正
附則第5条第1項による経過措置) (利用権の設定) 2件

報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について 2件

報告第2号 農地法第6条に基づく報告書の確認について 1件

(議 長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会8月定例会を開催します。

本日、欠席者の連絡はございません。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一 同) <異議なし>

(議 長) 異議なしということで、

5番 古田 基晴	6番 田中 初美
----------	----------

委員にお願いします。議案第18号から議案第20号に至る3議案、報告事項2件について審議願います。

それでは、はじめに議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 今回は関係委員さんがおられるため、議案第18号10番を先に説明、現地報告、討論及び採決を行い、退席後、議案第18号11番について説明、現地報告、討論及び採決を行います。議案第19号については、書類の補正が間に合わなかったため審議保留といたします。

10番:資料1ページをご覧ください。申請地は、(株)マルフクから東約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲渡人の[]が、農地の管理に困っていたところ、譲受人の[]が増反のために購入し今回の申請が出てきております。取得後は水稻をする予定です。

周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第18号 2件のうち10番の1件について、現地調査済ですので現地

調査班より報告願います。

(前田委員) 10番：現地では、草が刈られ管理されていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第18号 2件のうち10番の1件について、質疑はありませんか。
山口委員どうぞ。

(山口委員) 水稻を作るというご説明でしたが、隣接している田は現在水稻をつくられていましたか。

(事務局) はい。写真では見にくいんですが地籍図でいうと■■■■と■■■■では
水稻が作られていました。

(山口委員) ■■■■は作られていましたか。

(事務局) ■■■■では現在、何も作られていませんでした。

(山口委員) ただ維持管理だけということですね。

(事務局) はい、そうですね。

(山口委員) 周辺は宅地ですよ。

(事務局) はい。

(議長) 他に質疑はありませんか。
ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第18号 2件のうち10番の1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第18号 2件のうち10番の1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第18号 農地法第3条の規定による農地
等の所有権移転許可申請承認 2件のうち10番の1件について、原案の内容
で許可することといたします。

議案第18号 2件のうち11番の1件について、関係委員さんがおらるので退席願います。

<上阪副会長 退席>

(議 長) では、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 11番：資料2ページをご覧ください。申請地は、新生金属(株)から南約150mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は売買による所有権移転です。譲受人の■■■■■は祖父と畑をしており、近くで農地と宅地が一緒に売りに出されているのを見つけ、農業をしたいと考え今回の申請が出てきております。農機具等は祖父の所有しているものを借りながら必要に応じて買い揃える予定で、取得後はブルーベリーの栽培をする予定です。

周辺農地を集約した農家はおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。

議案第18号 2件のうち11番の1件について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(委 員) 11番：現地では、西光寺の村の真ん中で綺麗に整理整頓されていたことを確認しました。

現地調査班では、問題なしと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第18号 2件のうち11番の1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。

議案第18号 2件のうち11番の1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第18号 2件のうち10番の1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議 長) 举手全員でございますので、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 2 件のうち 11 番の 1 件について、原案の内容で許可することといたします。

<上阪副会長 着席>

(議 長) 議案第 19 号につきましては、事務局から話があったとおり 8 月定例会では審議保留といたします。

(議 長) 次に、議案第 20 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

議案第 20 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) (利用権の設定)

(事務局) 資料 4・5 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 2,834 m²、2 件です。
以上です。

(議 長) 議案第 20 号 2 件について質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 20 号 2 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 20 号 2 件について、賛成の方は举手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議 長) 举手全員でございますので、議案第 20 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定 (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) 2 件について、原案の内容で決定することといたします。

(議 長) 続きますので、報告事項です。
事務局から報告をお願いします。

(事務局) 報告第1号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

資料6ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を2件発行したことを報告します。

報告第2号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

資料7ページをお開きください。農事組合法人 高橋宮農組合から令和6年6月30日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、適格法人である要件を確認したことを報告します。

報告は以上となります。

(議長) 報告事項について、質疑はありませんか。

<なし>

< 15 : 17 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・9月20日(金)15時00分から
場所：サルビア会館2階講義室

署 名 人	古田 基晴
署 名 人	田中 初美